

# 新退職給付会計基準への確実な移行には 早めの準備が重要

## ～割引率の設定と給付の期間帰属方法の変更により 複雑化する退職給付債務計算への実務対応～

### 要 約

2012年5月に改正された退職給付会計基準を受け、「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」が同年12月に公表された。関連基準等も出揃ったことで、新退職給付会計基準適用に向けて検討を開始する企業が徐々に増えてきている。そこで、退職給付債務計算手法に係る大きな改正点である「割引率の設定」及び「退職給付見込額の期間帰属方法の変更」の内容を概説し、実務上の留意点等を整理するとともに、大和総研が2012年11月に行った退職給付会計セミナーでのアンケート集計結果から各企業の退職給付会計基準改正への対応の方向性及び検討状況を読み解く。

### 目 次

はじめに

1. 数理実務ガイダンスにおける割引率設定の実務的な方法
2. 「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」の両ステップにおける割引率の設定に関する各アプローチの特徴
3. 「退職給付見込額の期間帰属方法」に関する実務対応について  
～「退職給付見込額の期間帰属」に伴う意思決定に向けて～
4. アンケート集計結果から読み取る退職給付会計基準改正への対応に関する方向性及び検討・対応状況

おわりに



年金数理人  
**逢坂 保一**  
Yasukazu Ousaka  
コンサルティング・  
ソリューション第三部



年金数理人  
**三上 徹**  
Toru Mikami  
コンサルティング・  
ソリューション第三部



年金数理人  
**市川 貴規**  
Takanori Ichikawa  
コンサルティング・  
ソリューション第三部

## はじめに

「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、会計基準等という）が2012年5月17日に改正されたことを受け、日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会は同年12月25日に「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の全文改定を行った。これで、新退職給付会計基準の対応を検討するための関連基準等が出揃ったことになる。それが一つの契機となって新退職給付会計基準適用に向けた試算の依頼が弊社にも最近増えてきたと実感している。本稿ではこれらを踏まえて、新退職給付会計基準における改正点のうち、退職給付債務計算手法に係る大きな改正点である「割引率の設定」及び「退職給付見込額の期間帰属方法の変更」に焦点を当て、その内容を概説するとともに、各企業が新退職給付会計基準への対応の検討・試算を進めるにあたっての留意点等を解説・整理したい。

## 1. 数理実務ガイダンスにおける割引率設定の実務的な方法

「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」は、会計基準等の内容に沿うように「退職給付会計に係る実務基準」（1999年9月2日制定）の全文を改定したものである。そのうち「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」（以下、数理実務ガ

イダンスという）は、退職給付会計に関する債務及び費用の計算等を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料としての位置付けである<sup>1</sup>。ここでは、数理実務ガイダンスのうち、割引率の設定に関連する部分について確認するとともに実務上の留意点を考えてみる。

会計基準等では、割引率については、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないとし、以下の方法が含まれるとしていた。

- ・退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法（単一の加重平均割引率）
- ・退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法（イールドカーブを用いた複数の割引率）

数理実務ガイダンスでは、以下に述べるように4つのアプローチが例示されている。

会計基準等で示されている「イールドカーブを用いた複数の割引率」に対応するものを、数理実務ガイダンスでは①イールドカーブ直接アプローチ（図表1）と呼んでいる。給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法であり、理論的な明確性に優れた考え方である。このアプローチはシンプルでわかり易いが、終身年金を有する制度の計算では、期間100年程度までのイールドカーブの作成が必要となり、利息費用の算出等、実務面においては、次の2. (2)で述べる方法を除き、別途、単一の加重平均割引率の算定が必要となる。

1. 「退職給付会計に関する数理実務基準」は、日本年金数理人会又は日本アクチュアリー会の会員が遵守すべき基準としての位置付けとなっている。

会計基準等の「単一の加重平均割引率」は、②イールドカーブ等価アプローチ(図表1)、③デュレーションアプローチ ④加重平均期間アプローチ(図表2)の3つが例示されている。

②のイールドカーブ等価アプローチは、①のイールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を単一の加重平均割引率とする方法である。理論的な明確性に優れた考え方である①のイールドカーブ直接アプローチと同じ退職給付債務が算出され、整合性はとれていると言える。ただし、どの程度の精度を求めるかにもよるが、基本的には何度かの退職給付債務計算を行い、徐々にイールドカーブ直接アプローチによる結果に近づけて行く必要があり、退職給付債務の算定に相当な負荷がかかることになる。場合によっては計算受託機関との調整を要すると思われる。

③のデュレーションアプローチは、退職給付債務のデュレーション<sup>2</sup>と等しい期間に対応する

2. デュレーション：割引率が変化した場合に退職給付債務がどの程度変化するかを示す数値(感応度)。また、支払までの平均期間を示すもの。デュレーションとしてはいくつか知られているが、そのうちマコーレー・デュレーションを以下に示す。(出所：日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会、「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」、2012年12月25日)

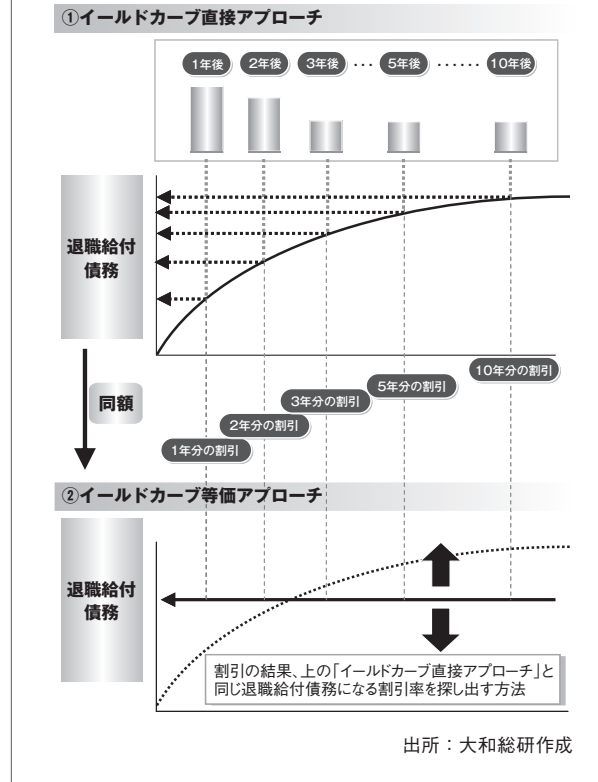
$D(i)$  : マコーレー・デュレーション  
 $DBO(i)$  : 単一の割引率  $i$  を用いて計算した退職給付債務  
 $t$  : 期間  
 $A_t$  :  $t$ 年後の退職給付見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額

$$D(i) = -\frac{1+i}{DBO(i)} \cdot \frac{d}{di} DBO(i)$$

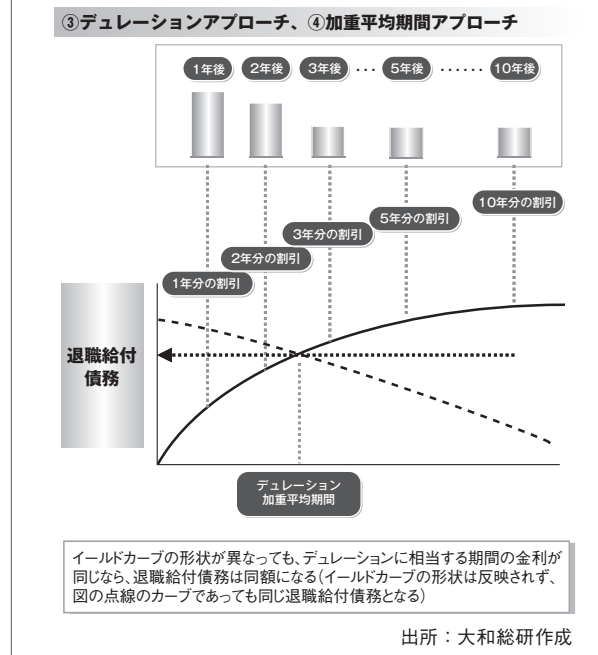
これは、次のように表すこともできる。

$$D(i) = \frac{\sum_t A_t \cdot t \cdot (1+i)^{-t}}{\sum_t A_t \cdot (1+i)^{-t}}$$

図表1 イールドカーブ直接アプローチとイールドカーブ等価アプローチ



図表2 デュレーションアプローチと加重平均期間アプローチ



スポットレートを単一の加重平均割引率とする方法である。デュレーションについては、計算受託機関に算出を依頼するか、自社内で近似計算を行い、数値を入手することになる。

④の加重平均期間アプローチは、期間帰属後の退職給付の金額で加重した平均期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法である。加重平均期間については、デュレーションと同様に計算受託機関に算出を依頼するか、自社内で近似計算を行い、数値を入手することになる。

加重平均期間とデュレーションの違いは、平たく言えば、平均残存勤務年数に退職給付見込額のうち期末までに発生している額を加味して求めた期間が加重平均期間であり、加重平均期間に割引率を用いて計算した現価率を加味して求めた期間がデュレーションとなる。こうしたことから、デュレーションを求めるためには、一定の割引率を予め設定しなければならない。

また、この一定の割引率を0%と設定した場合のデュレーションが、加重平均期間に該当する。設定した割引率が大きければ大きいほど、先々のキャッシュアウトの金額的な重みは軽くなる。

このため、デュレーションの中では加重平均期間が最長となり、期間とともに金利が上昇する順イールドのケースでは、割引率が最も大きくなる。つまり、加重平均期間アプローチにより求めた割引率で算出された退職給付債務が、このカテゴリーの中では最小となる。

③のデュレーションアプローチや④の加重平均期間アプローチは、イールドカーブの形状が反映されないという欠点がある。イールドカーブの形状が異なっても、デュレーションあるいは加重

平均期間に相当する期間の金利が同じなら、退職給付債務は同額となってしまう。算出結果の有効性についての検証は行っておくべきであろう。

上記①、②のアプローチでイールドカーブが必要なのは言うまでもないが、③、④のアプローチを選択するにしても、デュレーションあるいは加重平均期間に対応したイールドカーブ上のスポットレートを割引率とするため、前提としてイールドカーブが必要となってくる。数理実務ガイダンスでは、イールドカーブは、市場データをもとにユニバース(範囲)を設定し、ユニバースに含まれるデータに対してモデルを用いて推定することによって得られるとしている。

イールドカーブは、期間の異なるスポットレートの集合であり、スポットレートは、割引債(期中での利息の支払いがなく満期での支払いのみを約束する債券)の利回りである。債券の多くは利付債のため、市場に存在しない長期の割引債のスポットレートを金利期間構造モデルを用いてユニバースから推定することが一般的である。ユニバースを設定する元となる債券市場の情報は、金融情報プロバイダーなどから提供されているが、そのユニバースからイールドカーブを推定するためには、モデルの選択、利用可能なデータの範囲を超える期間の取扱い等、金利の期間構造の知識の利用が前提となる。

イールドカーブの作成について、現実的に全ての企業がこのような対応ができるとは考え難く、会計基準等適用後は、計算受託機関から提供を受けるケースが多くなると思われる。ただし、各企業においても推定の考え方やその方法については確認をしておくべきであろう。また、自社で退職給付債務計算を実施している企業は、自社



内でイールドカーブを作成するか、もしくはその入手方法を事前に検討しておく必要がある。

上記の割引率の設定方法の選択にあたっては、各アプローチの特徴を理解した上で選択を行うが、割引率の設定方法による違いを把握(算出結果の有効性等の確認)しておくことが望ましく、イールドカーブの推定方法及び割引率の設定方法について退職給付債務本計算時の運用も考慮し選択することになる。そのため、計算受託機関や会計監査人等の専門家によるサポートや選択結果の検証が必要になるものと思われる。また、採用したイールドカーブの推定方法及び割引率の設定方法は、継続的に使用する<sup>3</sup>こととなるため、計算受託機関から継続的にその方法の実施が可能か、あるいは自社で継続的にその方法の実施が可能か、あらかじめ確認しておきたい。

## 2. 「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」の両ステップにおける割引率の設定に関する各アプローチの特徴

### (1) 割引率設定アプローチ毎の特徴

数理実務ガイダンスには、イールドカーブの推計方法、具体的な割引率の設定アプローチの

3. 数理実務ガイダンスでは、「過去に採用したアプローチは、通常は継続的に使用するが、その合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて見直しを検討する。」としている。

他、割引率の変更に関する重要性、期末における割引率の合理的な補正等が記載されている。ここでは、割引率の設定アプローチを実際に選択する際に、考慮すべき事項である割引率の変更に関する「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」について、その留意点を解説したい。なお、数理実務ガイダンスにおいて割引率の設定アプローチは、イールドカーブ直接アプローチ、イールドカーブ等価アプローチ、デュレーションアプローチ、加重平均期間アプローチの4アプローチに区分されているが、ここでは加重平均期間アプローチはデュレーションアプローチの特殊な形であるとみなして、3つの区分に分類の上、検討を行っている。

#### A. イールドカーブ直接アプローチ

このアプローチは、期間帰属後の退職給付見込額を、給付見込期間に応じたイールドカーブ上のスポットレートで割り引くアプローチであった。このアプローチは、キャッシュアウトのタイミングに応じて、当該期間に対応する金利で割引計算を行うため、理論的な明確性に優れている。

ただし、「重要性の判断」として「期末の割引率を用いて退職給付債務の再計算を行わなければならない範囲」に該当するかどうかの目安となる、数理実務ガイダンス付録1のマトリックス表は使用できない。

このため、「重要性の判断」については、次のいずれかの手法を用いる。

- ・エフェクティブ・デュレーションを使用して退職給付債務の近似額を算定して、乖離幅を測定する。

- ・期末時点のイールドカーブを用いて再度、退職給付債務を算定して、乖離幅を測定する。

その結果、再計算を行わなければならない範囲に該当した場合には、近似額又は再算定額を期末割引率適用による補正額とする。

なお、このアプローチにおける退職給付債務の近似計算では、データ基準日時点におけるイールドカーブと期末時点におけるイールドカーブを比較して、それらが平行シフトしているという前提が置かれている。実際には、2つのイールドカーブがクロスすることもあり得るので、そうした場合に平行シフト値をどのように算定するのかは実務上大きな課題となる。

## B. イールドカーブ等価アプローチ

このアプローチは、上記Aのイールドカーブ直接アプローチにより算定した退職給付債務と等しくなるような退職給付債務を導き出す割引率を、単一の加重平均割引率とするアプローチであった。

「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」に関しては、データ基準日時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率と、期末時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率の2つを用いて実務処理を行うことになる。

以下に説明する近似計算等の手法を活用する観点からは、真値が得られている前提で、期末時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率を、上述のようにシミュレーションを繰り返して徐々に近づけて求めることは現実的ではない。

このため、データ基準日時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率に、イールド

カーブの平行シフト値を加減して、期末時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率を求めることが、一般的な取り扱いになるものと考えられる。なお、イールドカーブの平行シフト値の算定に関しては、上記Aのイールドカーブ直接アプローチを採用する場合と共通の課題が存在する。

「重要性の判断」については、次のいずれかの手法を用いる。

- ・期末時点のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率を用いて数理実務ガイダンス付録1のマトリックス表を使用する。
- ・マコーレー・デュレーションを使用して退職給付債務の近似額を算定して、乖離幅を測定する。
- ・二点補正により期末時点の退職給付債務の近似額を算定して、乖離幅を測定する。
- ・期末時点で再度、退職給付債務を算定して、乖離幅を測定する。

そして、再計算を行わなければならない範囲に該当した場合には、数理実務ガイダンス付録1を用いる場合を除いて、既に計算されている近似額又は再算定額を期末割引率適用による補正額とする。数理実務ガイダンス付録1を用いる場合には、いずれかの手法により近似額又は再算定額を算出して、それを期末割引率適用による補正額とする。

## C. デュレーションアプローチ又は加重平均期間アプローチ

このアプローチは現行の割引率設定の考え方に近いものとなっている。現行では、一般的に

平均残存勤務年数に応じて、一定の割引率を設定している。この際に割引率をイールドカーブから読み取る期間、つまりイールドカーブのグラフにおける横軸が、平均残存勤務年数からデュレーション、又は加重平均期間に変更となったものが、それぞれデュレーションアプローチ、又は加重平均期間アプローチであった。

「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」に関しては、上記Bと同様の実務対応となるが、留意すべき事項が1点ある。

単一の加重平均割引率は、同一事業主で1つのデュレーション又は加重平均期間を算出し、1つの割引率を設定することが一般的であると考えられる。しかし、例えば、退職給付制度が退職一時金と終身年金の2本建てのケースでは、制度毎のデュレーション又は加重平均期間が極

端に異なる場合もある。こうしたケースでは、制度毎にデュレーション又は加重平均期間を求めて、制度毎にそれぞれ単一の加重平均割引率を算出することも認められている。

むしろ、キャッシュアウトまでの期間が相当程度異なるのであれば、別々に割引率を設定する方が合理的とも考えられる。ただし、こうした取り扱いを選択する場合で、「重要性の判断」について数理実務ガイダンス付録1のマトリックス表を使用するケースでは、事業主全体ではなく、それぞれの制度毎に10%以内の乖離幅を判断することしかできないため、事前に対応を検討する必要がある。

以上で解説した内容を、図表3に比較表としてまとめた。

図表3 「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」の両ステップにおける各アプローチの特徴		
DBO (Defined Benefit Obligation) : 退職給付債務		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 割引率に関する「重要性の判断」や「期末における割引率の補正」については、改正後会計基準でも従来の考え方が踏襲されている。</li> <li>■ 期末に退職給付債務計算ソフトを利用してリアルタイムで再計算を行う場合等を除き、以下のようないずれかの近似や補正を行うことになる。</li> <li>■ 事業主は予めそれらの手法を検討し、その仕組みを理解した上で、具体的な実務処理を社内ルール化する必要がある。</li> </ul>		
第1ステップ 割引率の設定	第2ステップ 重要性の判断	第3ステップ 期末における割引率の補正
<b>A. イールドカーブ直接アプローチ</b> ⇒ イールドカーブをそのまま適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「重要性の判断」の目安とされるマトリックス表の適用は不可である。</li> <li>■ 期末時点でDeを用いてDBOの近似計算を行い、割引率見直しの要否を判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 期末時点でDeを用いてDBOの近似計算を実施する。</li> </ul>
<b>イールドカーブの変化をパラレルシフトと見なせるかどうか課題</b>		
<b>B. イールドカーブ等価アプローチ</b> ⇒ Aと等しい結果が得られる単一の割引率を繰り返し計算して探し出し、適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「重要性の判断」及び「期末における割引率の補正」の両ステップにおいて、期末の単一割引率が得られて初めて、C及びC'で記載している手法が適用可能となる。</li> <li>■ 期末の単一割引率は期末時点のイールドカーブに等価アプローチを再度適用するのではなく、データ基準日等の単一割引率にパラレルシフトδを加減する方法が合理的と考えられる。</li> </ul>	
<b>C. デュレーションアプローチ</b> ⇒ DBOの金利変化に対する感応度を単一割引率設定の期間に適用。予め割引率を仮置きして計算するが、C'は仮置きが0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 算出されたDをマトリックス表に当てはめ、割引率見直しの要否を判断することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 期末時点でDを用いてDBOの近似計算を実施する。</li> <li>■ 2つのDBOの算出結果から補正計算を実施する。</li> </ul>
<b>C'. 加重平均期間アプローチ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定義通りの計算式では、<math>D &lt; \text{加重平均期間 (割引率=0\%)}</math> のため、「CによるDBO」<math>&gt;</math>「C'によるDBO」           </li> </ul>	
※ De :エフェクティブ・デュレーション } 定義通りの計算式による算出を計算受託機関に依頼 or 2つのDBO算出結果から近似的に算出 ※ D :マコーレー・デュレーション }		
出所：大和総研作成		

## (2) アプローチ選択の方向性

上記(1)で解説したとおり、Cのデュレーションアプローチ又は加重平均期間アプローチは、一見、現行の実務に近い。しかし、デュレーションや加重平均期間といった新しい概念やそれらを用いた近似計算等について理解できないまま、新退職給付会計基準における選択を進めてしまうと、実務上支障をきたすことも考えられる。

こうした点を考慮すれば、期末時点でイールドカーブを使用した再計算が可能なケースでは、イールドカーブ直接アプローチも有力な選択肢となり得る。

なお、イールドカーブ直接アプローチを選択する場合には、データ基準日から期末までの調整としては「抜き取り方式」、利息費用の算出方法としては「各々のスポットレートが適用される項毎に利息相当分を算定して合算する方法」が組み合わせとして最適であると思われる。これらの調整方式及び利息費用の算出方法では、1つの割引率を算出するためにわざわざデュレーション等の新しい仕組みを理解してコントロールする必要がない。ただし、従来の利息費用とは異なり、こうした利息費用を事業主が単独で算出することは困難であり、計算受託機関に算出を依頼することになる。

割引率の設定を一つとっても、計算受託機関から実際に提供されるソリューション、事業主として理解すべきデュレーション等の概念、実務上の使い勝手の良さ等、主体的に検討すべき項目が多岐にわたっており、新退職給付会計基準適用までに残された時間は決して長くはない。

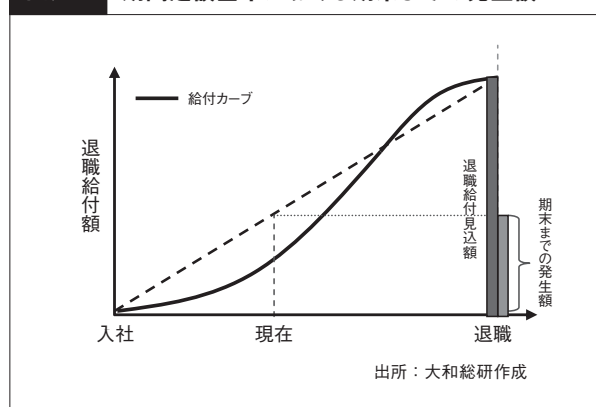
## 3. 「退職給付見込額の期間帰属方法」に関する実務対応について ～「退職給付見込額の期間帰属」に伴う意思決定に向けて～

### (1) 新しい「給付の期間帰属方法」について

次に、退職給付債務計算手法におけるもう一つの改正点である「退職給付見込額の期間帰属(以下、「給付の期間帰属」という)方法の変更」について、その内容を概説するとともにその留意点を整理する。

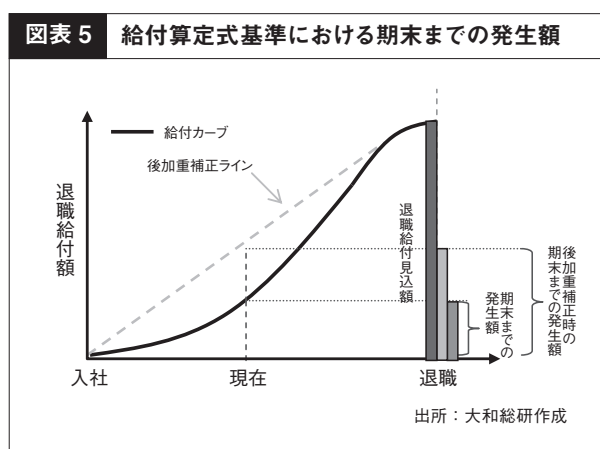
「給付の期間帰属方法」とは、退職により見込まれる退職給付の総額(以下、「退職給付見込額」という)のうち、期末までに発生していると認められる額を求める方法、もしくは各期の発生額(各期に配分する額)を求める方法をいう。これまでの退職給付会計基準では、退職給付見込額について全勤務期間(入社から退職までの期間)で除した額を各期の発生額(図表4)とす

図表4 期間定額基準における期末までの発生額





る「期間定額基準」を原則的な方法としてきたが、新退職給付会計基準では、「期間定額基準」と新しい「給付算定式基準」のいずれか一方の選択適用となった。「給付算定式基準」とは、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法である(図表5)。イメージとして説明するならば、「期間定額基準」が将来の退職給付見込額に対して均等に発生額を見積もり、直線的に積み立てる(費用処理する)のに対して、「給付算定式基準」は給付カーブに従って発生額を見積もり、それに応じて積み立てる(費用処理する)といった違いがある。さらに「給付算定式基準」では「勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う」と定められており、給付が著しく後加重となっている場合には、給付カーブに従って積み立てるのではなく、均等(直線的)に積み立てることが求められている(図表5)。



## (2) 給付算定式基準における留意点

給付算定式基準は、退職給付制度設計の考え方やその解釈によって様々な計算方法が考えられる。例えば以下に示すようなケースでは、専門家と相談を行う等、十分な検討が求められる。

### ① 著しい後加重の判断について

新退職給付会計基準では前述の通り、「勤務期間の後期における給付が著しく高い水準となるときには後加重補正を行うこと」が求められているが、具体的に補正が必要となる判断指針は会計基準等及び数理実務ガイダンスにも記載は無い。従って、各企業で自社の給付カーブが著しい後加重になっているか否かを判断することが求められる。具体的な手法としては、a. モデル給付カーブ等をグラフで図示して視覚に基づいて判断を行う方法、b. 退職給付制度の設計の考え方に立ち戻って、給付カーブの伸びに従って各期に配分される発生額を労働の対価として考えたときに、当期のみの費用処理で適切か否かを判断する定性的な分析<sup>4</sup>、c. 後加重補正を施した場合の退職給付債務等の数値の変化を探る定量的な分析等、総合的に検証することが必要となる。

### ② 累積型退職給付制度の場合

累積型退職給付制度とは、ポイント制やキャツ

4. 意図的に会社への長期勤続を優遇するための給付額の伸びや定年加算金に伴う発生額について、労働の対価として、当期だけの費用処理ではなく過去からの均等な費用処理が適切であると考えられるのであれば、著しい後加重として補正をした方が良いと判断される。

シュバランスプラン<sup>5</sup>に代表される制度である。この制度の計算方法について数理実務ガイダンスには、

- ・平均ポイント(平均拠出付与額)比例の制度として扱う方法(結果的に従来<sup>5</sup>の期間定額基準と類似した方法となる考え方)
- ・将来のポイント(拠出付与額)を織り込まない方法(結果的に従来<sup>5</sup>のポイント基準と類似した方法となる考え方)

の2種類が示されている。それぞれ計算方法が異なり、どちらで計算するかによって結果に違いが生じる。退職給付制度の仕組みや計算方法の特性を把握し、どちらがより適切な方法であるかを検討しなければならない。例えば、ポイントや拠出付与額そのものが著しい後加重となっている場合には、前者の方法の採用を検討すべきであり、一定の年齢以上にはポイントもしくは拠出付与額を付与しない(累積を停止する)場合には、前者の平均ポイントの算出期間を調整するか、後者の方法を採用する等の工夫が必要になる。

### ③退職事由によって給付算定式が異なる制度

勤務期間と年齢が同じであっても、退職事由によって異なる給付算定式が適用される制度の場合の取り扱いについても留意しておく必要が

5. ポイント制とは、職能資格や勤続年数等に応じて定められた1年当たりのポイントを、毎年累積させることによって退職金額を算定する方法。キャッシュバランプランとは、給与の一定割合(ポイントの場合も多い)とその利息を累積させて退職金額を算定する方法。

ある。例えば、会社都合退職と自己都合退職で給付算定式が異なる制度で、自己都合退職の給付算定式が、会社都合退職の給付算定式をベースとして減額率を乗じることによって設計されている制度の場合には、会社都合退職に基づいた給付の期間帰属を行い、勤務期間等の条件によって自己都合退職による減額がなされることを反映させるような計算を行う。また、定年加算給付や会社都合退職の加算給付があるような制度の場合には、別制度として各々の給付毎に給付算定式基準を適用して期間帰属させなければならない。このようにただ単純に退職金規程に記載された支給率だけで計算ができるのではなく、規程の内容及び給付の特徴を十分に理解することが求められる。

## (3) 給付の期間帰属選択のポイント

これまで説明してきたように、新退職給付会計基準の導入により給付の期間帰属方法として「期間定額基準」と「給付算定式基準」のどちらか1つを選択しなければならない。また一度選択した方法は原則として変更することはできないため、十分検討して判断する必要がある。その考え方のポイントを以下にまとめてみる。

### ①IFRSの強制適用を意識して

国際会計基準「従業員給付」(IAS第19号)では、「給付算定式基準」を使用することを原則としており「期間定額基準」は認められていない。将来IFRSが日本企業に強制適用となった場合には、IFRSベースとなる連結財務諸表は、前述の通り「給付算定式基準」を使用することになる。一方、個別財務諸表は日本の会計基準ベー

スであるため、今回の改正で「期間定額基準」を選択した場合には原則としてそのまま「期間定額基準」を継続使用することになり、この場合には連結用と個別用と2種類の退職給付債務等を計算・管理しなければならない。これを避けるためには、IFRSの強制適用を視野に入れなければならない企業は、今回のタイミングで「給付算定式基準」を選択しておくべきであると思われる。

## ②貸借対照表及び損益計算書への影響について

新退職給付会計基準の改正によって変動する退職給付債務の額は、基準改定時の期首(3月末決算なら2014年4月)の利益剰余金に損益計算書を通さず直接加減される。例えば、「給付の期間帰属方法」の変更によって退職給付債務が増加する場合には、その増加額を期首の利益剰余金から減らすことになるが、費用面(勤務費用)に注目すれば、将来積み立てる(費用処理する)額が、その分減少することになるため、費用負担は減少し損益計算書上の数値は改善することになる。逆に退職給付債務が減少すれば、これと反対のことが言えよう<sup>6,7</sup>。給付の期間帰属方法の選択(後加重補正の有無も含む)によって会社決算そのものに影響を与えることになるため、会社全体の財務諸表と照らし合わせながら慎重な判断が求められる。

6. 退職給付制度の設計や従業員の構成によっては、退職給付会計基準変更の一時点で捉えた時には、退職給付債務と勤務費用が同じ方向に動くこともあり得るが、長期的に捉えれば記載の通りになる。

7. 割引率の低下に伴って退職給付債務が増加する場合には、勤務費用も増加する。

## ③新退職給付会計基準の試算にあたって

新退職給付会計基準の適用を前に試算を行い、その変動幅を把握しておきたいという企業も多いと思われる。この場合、退職給付債務や費用の増減の結果のみにとらわれるのではなく、どのような前提条件で計算されたのかを理解し、その妥当性を会社側で判断することが重要である。例えば、後加重の判断について、計算に織り込んでいるならばその補正方法、計算に織り込んでいないのであればその根拠を明確にすることである。十分な理解も得られないまま見切り発車の判断を行うことは、会社として避けるべきであろう。

また、自社内で計算を行っている会社の場合には、「給付の期間帰属方法」の選択肢について、計算システム上の単純な機械的操作のみの切り替えで正しい結果が算出されることは難しいと思われる。様々な検討の結果を踏まえた上での操作が必要になるため、想定以上の準備期間を要することに注意しなければならない。一般に、会計監査人は、給付算定式基準を選択する企業に対しては、今まで以上に細かな説明を会社に求めることが予想され、自社計算ソフトを利用している会社は、計算ロジックや計算システムの特性等について理解を深め、会計監査人に説明できる体制を整えておかなければならない。



## 4. アンケート集計結果から読み取る退職給付会計基準改正への対応に関する方向性及び検討・対応状況

最後に弊社が2012年11月に東京、名古屋、大阪及び福岡で開催した退職給付会計セミナーにおいて実施したワークシート形式のアンケート記入の集計結果から、退職給付債務計算の計算手法の選択傾向及び検討状況を概観する。このアンケートは、セミナー出席者にワークシートとして会場で実際に記入してもらい、退職給付会計基準改正に向けた方針決めや選択肢の決定のポイントを体感することを意図したものである。なお、分析の母数となるアンケートの有効回答数は242件となっている。

### (1) 計算手法の選択に関する技術的な検討項目

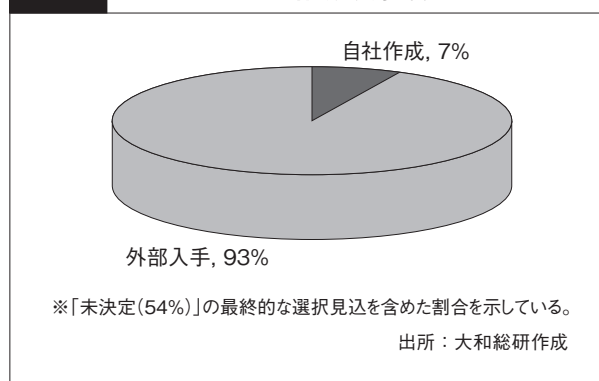
まず、イールドカーブの作成・入手方法を、「自社で作成する」、「外部から入手する」、「未決定」の選択肢のうちから、自社が選択すべきと考えられるものを選んでもらったが、それを集計した結果が図表6となっている。なお、セミナー実施時には新退職給付会計基準適用まで1年以上の期間があり、新基準への対応方針が未決定であることが多くなることを想定し、「未決定」を選択した場合には、最終的な選択見込を合わせて選択してもらっている。(以下の質問項目でも同様。)

未決定は54%で、未決定の選択見込を含めた割合では外部入手が93%と大勢を占めている。また、合わせて回答(選択)するにあたっての要

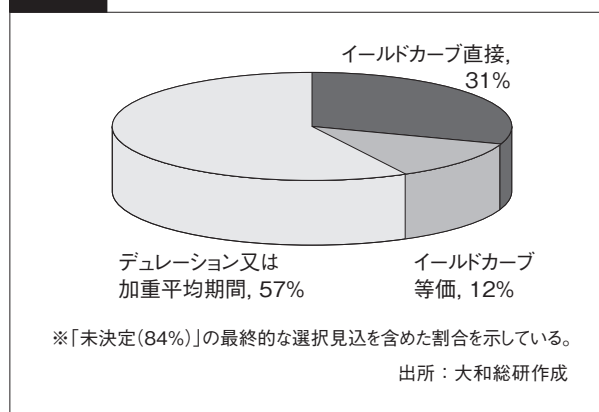
件・留意事項の理解度も調査しているが、その集計結果をみると、自社作成の約25%のみ、イールドカーブに関する専門的知識を有し作成の体制整備がされているとし、外部入手の約50%は、「イールドカーブの作成を計算受託機関に依頼可能か」や「イールドカーブをタイムリーに入手可能か」を未確認としている。現在のところ自社作成あるいは外部入手を想定しているが、まだ具体的な準備は進んでいないことがうかがえる。

次に退職給付債務等の計算時の割引率の設定について集計した結果が図表7である。未決定が80%以上と多いが、未決定を含めた割合ではデュレーションアプローチ又は加重平均期間アプローチが多く、次いでイールドカーブ直接アプローチとなっている。回答(選択)するにあたって

図表6 イールドカーブの作成・入手方法



図表7 割引率の設定



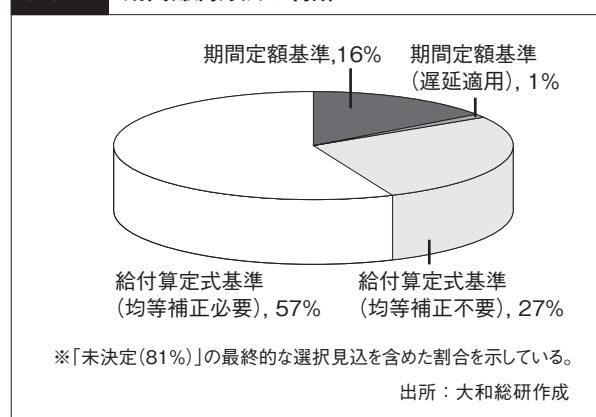


の要件・留意事項の理解度をみると、基本的な原理については概ね理解しているものの、デュレーションの近似計算や重要性の判断等についてはこれから確認するところが多いようだ。

2. で解説したとおり、デュレーションアプローチ又は加重平均期間アプローチは、一見、現行の実務に近く、使い勝手や分かりやすさということから、50%を超える選択割合となっている。しかし、その反面、デュレーションや加重平均期間といった新しい概念やそれらを用いた近似計算等については、理解できているという回答は少なかった。デュレーション等の概念が複雑であるため、イールドカーブ直接アプローチを選択したとも考えられ、イールドカーブ直接アプローチについては、30%を超える選択割合となっている。

次に期間帰属方法の判断について集計した結果が図表8である。割引率の設定と同様に未決定が80%以上と多いが、未決定を含めた割合では給付算定式基準(均等補正必要)が多く、次いで給付算定式基準(均等補正不要)となっており、将来的にIFRSの適用を考えての選択と思われる。また、給付カーブが下に凸の場合においては、3. の図表4における給付カーブ上の金額が期間定額基準における期末までの発生額を下回る可能性が高いことから類推できるように、

図表8 期間帰属方法の判断



割引率設定方法の改正に伴い退職給付債務が増加する場合の、当面の緩和策として給付算定式基準の採用を想定しているとも考えられる。

回答(選択)するにあたっての要件・留意事項の理解度をみると、給付算定式基準を選択した中で、定性的・定量的評価を行い均等補正の判断をしているところは、均等補正不要では約50%となっているのに対し、均等補正必要では10～20%にとどまっている。給付算定式基準で均等補正必要を選択していても、定性的・定量的評価による均等補正の判断はこれからという企業が多いようである。

以上の集計結果を、割引率の設定と期間帰属方法の組み合わせについても集計している。図表9のとおり、縦軸を「割引率の設定」、横軸を「給

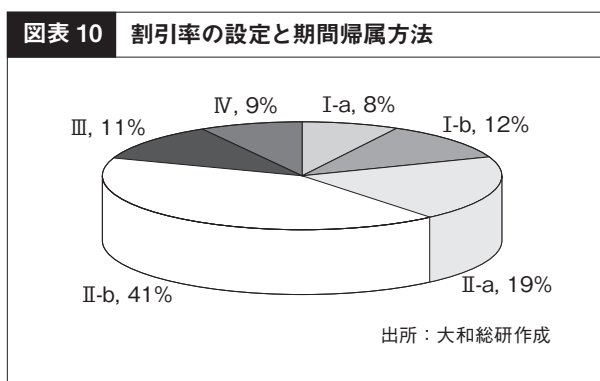
図表9 新退職給付会計基準適用時に採用すべき計算前提の組み合わせ

		給付の期間帰属	
		給付算定式基準	期間定額基準
割引率	イールドカーブ	<input type="checkbox"/> 選択肢 I -a [均等補正なし] <input type="checkbox"/> 選択肢 I -b [均等補正あり]	<input type="checkbox"/> 選択肢 III
	単一の割引率	<input type="checkbox"/> 選択肢 II -a [均等補正なし] <input type="checkbox"/> 選択肢 II -b [均等補正あり]	<input type="checkbox"/> 選択肢 IV

出所：大和総研作成

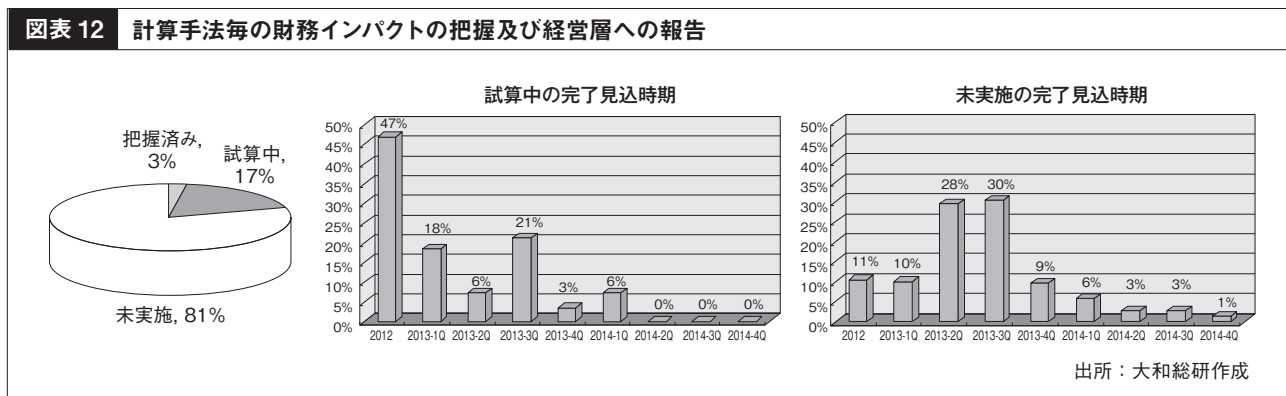
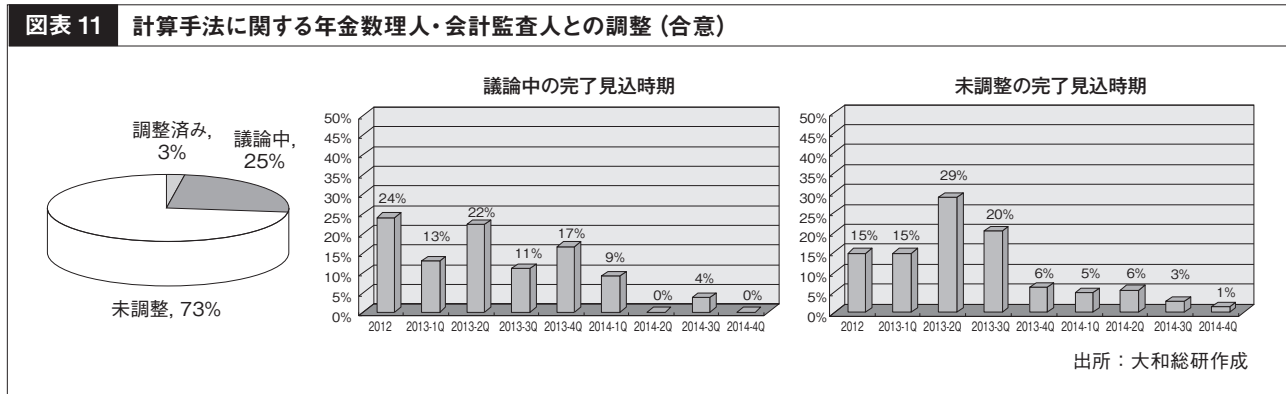
付の期間帰属方法」として4つの区分を設け、更に「給付算定式基準」を選択した場合には、それぞれに均等補正の有無を加え、退職給付債務計算の計算前提として6つの選択肢として集計した。

その集計結果が図表10となっていて、Ⅱの単一の割引率、給付算定式基準を選択する割合が高く60%で、中でもⅡ-bの均等補正必要が最も高く41%となっている。



## (2) 経営的意思決定に関する検討の進捗及び新退職給付会計基準の適用時期に関する総合的な判断

経営的意思決定に関する検討の進捗として、計算手法に関する年金数理人・会計監査人との調整(合意)、及び計算手法毎の財務インパクトの把握及び経営層への報告について集計したものが図表11、12である。議論中・未調整、あるいは試算中・未実施を選択しているところはさらにその調整あるいは把握・報告の完了見込時期を合わせて集計していて、右の棒グラフにそれぞれ示している。これをみると、未調整あるいは未実施が7～8割と多くなっており、完了見込時期は議論中あるいは把握中に比べ6～9か月程度遅れた2013年第2四半期、第3四半期が多くなっている。具体的な準備は遅れているが、



2013年中で完了させたい意向がみてとれる。

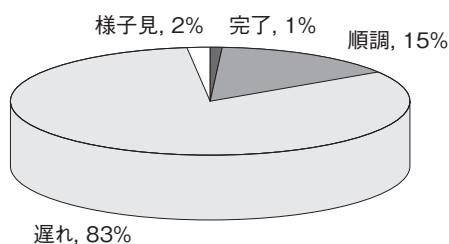
新退職給付会計基準の適用時期に関する総合的な判断の集計結果が、図表13である。遅れが83%と多くなっており、順調は15%で、完了、様子見(遅延適用)は、ごく少数となっている。

セミナー開催が2012年11月と新退職給付会計基準適用まで1年以上の期間があったこと、また数理実務ガイダンスが確定していないこともあり、専門家との調整や財務インパクトの把握のための試算を行っているのは少数で情報収集の段階という企業が多数となったようである。

以上がアンケートの集計結果から読み取れる退職給付会計基準改正への対応に関する方向性及び検討・対応状況である。

円滑に行っていくためにも、企業担当者は早めの準備に着手することが重要である。また実務運営をサポートする信頼できるパートナー(専門家)に相談しながら検討を進めることが近道の一つであろう。

図表 13 検討項目の実施及び進捗



出所：大和総研作成

## おわりに

新退職給付会計基準は、今回の改正で今まで以上に取り扱いが難しくなり、会計実務を行う担当者にも、それに応じた専門的な知識が求められるようになった。新退職給付会計基準適用まで1年を切り残り少ない期間の中でスムーズかつ確実な移行を行い、その後の実務運営を